

コロナ感染症下における ウォーキングイベントの開催についての指針

(令和4年1月14日版)

日本マーチングリーグ加盟 各実行委員会様
オールジャパン・ウォーキングカップ加盟 各実行委員会様
一般社団法人日本ウォーキング協会会員 都道府県ウォーキング協会様
一般社団法人日本ウォーキング協会 サークル・グループ会員様

2022年1月14日
一般社団法人日本ウォーキング協会

新型コロナウイルス感染症下におけるウォーキングイベントの開催については、一昨年の2月以降何回にもわたって当協会としての指針を出し、実施に際してのガイドラインも発行して、開催の可否を検討する際の、また、実施する際の安全を担保する上での皆様の参考に供して来ました。

最新の指針は昨年10月20日付のものです。この指針では、第5波の趨勢や、変異株による感染状況及びワクチン接種の実施状況等を見守りながら、従来以上に慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととすることを前提に、ウォーキングイベントの開催を可とする考えを踏襲しました。

その後の新型コロナウイルス感染症の状況は、第5波が収束し、経済活動も平常時に近い所まで戻り、新しい年への明るい見通しを立てられるのではないかと期待される状況となりましたが、11月に入り南アフリカにおいてオミクロン株と名付けられた感染力の強い新変異株が発見され、同月末には国内でも海外からの帰国者に感染者が確認されるようになりました。12月も後半になると、オミクロン株についても市中感染者が次々と確認されるようになり、また、従来株についても年末年始の人の接触機会の増加が原因と推測される感染が急激に拡大して、第6波の到来に至っているのが現状です。

さて、今後のウォーキングイベントの開催についての当協会の見解ですが、基本的な考え方は以下の通りです。

ウォーキングイベントは、人の密集する出発式や一斉スタートなどを除くと、本質的に感染機会と言われる、いわゆる三密が発生する機会のないイベントです。即ち、ウォーキングに特化したウォーキングイベントは、感染リスクの低いものです。このことは、コロナ感染が発生して以来の、小規模な月例会から大規模で5,000人余の参加者を集めた日本スリーデーマーチ等の多くの事例で実証されています。現在までに、ウォーキングイベントが原因となったコロナ感染は全く報告をされていません。一方、コロナ下での長期に及び引き籠り生活に起因する肥満、体力・筋力減退、免疫力低下、うつ症状者の激増等の健康二次被害の予防には、戸外における軽度の運動をすることが

望ましく、中でもウォーキングは最も適したものと考えられます。

以上のような認識から、当協会としてウォーキングイベントの開催に関する指針を次の通り更新することにしました。

ウォーキングイベントは、感染リスクの高いイベントではない上に、コロナによる健康二次被害の解決の有力な一手段になるので、**緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令下を除いては開催を妨げるものではない、しかし、開催に際しては、感染防止の観点で細心の注意を払って行わなければならない、というものです。**

ウォーキングイベントも一種の「社会の公器」と言えます。社会との共生ができない、社会の人達から受け入れられないイベントは、開催も出来ません。従来の方針でも、「開催地自治体の意向に沿う」「開催地地元住民の感情に配慮する」等を謳ってきましたが、今回の指針ではこの点を改めて強調したものとしました。開催団体におかれては、イベントの規模の大小に関わらず開催に際して、感染予防対策に加えて、この点に対して細心の注意を払って慎重な運営をされるよう切にお願い致します。

尚、本指針は皆さんの自主的な判断や決定を妨げるものではなく、参考にして頂く目的で作成したものです。最終的な開催の可否についてはそれぞれの実行委員会等で決定して下さい。コロナ下での開催の実例やご相談については、遠慮なく当協会へお問合せ下さい。

〈指針〉

原則として、開催会場及びコース沿線の都市が「緊急事態宣言」、或いは「まん延防止等重点措置」発令下に無い限り、規模の大小に関わらず、出発式等密集の発生しやすい付帯行事を省いてウォーキングに特化するウォーキングイベントの開催は可とする。但し、コロナ情勢は刻々と変化していることを考えて、常に情勢を注意深く見守り、従来にも増して慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととする。

特に、

1. 開催や運営方法に関しては、開催地自治体の意向を尊重し、運営方法に関する指導に従い、従来以上に厳格な感染予防対策を講じること。
2. 中大規模イベントについては、都道府県を超えての参加が見込まれるので、開催地自治体と協議の上、参加者の上限を定める、必要に応じて参加者の在住地区或いは地域を絞る、参加者をワクチン2回以上接種者或いは直近一週間以内の陰性証明保有者に絞る、非常事態宣言、或いは、まん延防止等重点措置発令下の都市からの参加を認めない、などの検討をすること。
3. 開催地やコース上の住民の感情に充分配慮すること。

尚、ウォーキングイベントも社会の公器であるとの認識に立ち、上記1及び3に関し、具体的には次の措置を講じること。

- ① 開催地自治体と、コースが通過する自治体や使用施設（公園等）管理者に対して、事前に計画の概略と感染防止対策の説明をし、了解を得ること。
また、指示があった場合にはそれに従うこと。
- ② 開催地並びにコースが通過する道路を管轄する警察署に対して、事前に計画の概略と感染防止対策の説明をし、指示あれば道路使用許可申請をして認可を受けておくこと。
- ③ 大会パンフレットや大会HP等の広報手段を使って、感染防止策を公にしておくこと。
- ④ 開催地やコースが通過する自治体住民からの問い合わせや意見などに対して、誠意をもって懇切丁寧な説明をし、対応をすること。

更に、実施する際のイベントの運営方法については、当協会が発行している、「コロナ感染症下でのウォーキングイベント開催に関する感染拡大予防ガイドライン 第3版」、及び、「JWA／新型コロナウイルス感染症予防対策」を参考にし、これらを順守するものとする。

尚、本指針は、令和 4 年 1 月 7 日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、各都道府県知事宛に発出されている「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」や、「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定）」並びに 1 月 8 日付でスポーツ庁政策課から各スポーツ団体宛てに出されている「1 月 7 日に決定されたまん延防止等重点措置について」に基づき、これに直近のコロナ情勢に対する JWA の見解を加えて見直したものです。今後もコロナ情勢の変化やそれに伴う国の指針等の更新などの機を捉えて、本指針を更新して参ります。ウォーキングイベントの開催及び運営を考える上で、参考にご供して頂ければ幸いです。

以上

参考資料：

- ①令和 4 年 1 月 7 日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220107.pdf
「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定）」
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220107.pdf
- ②令和 4 年 1 月 8 日付 スポーツ庁政策課事務連絡
「1 月 7 日に決定されたまん延防止等重点措置について」
https://www.mext.go.jp/content/20220111-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf
- ③令和 2 年 8 月 1 日付 一般社団法人日本ウォーキング協会発行
「ウォーキングイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 第 2 版」
- ④令和 3 年 7 月 12 日付 一般社団法人日本ウォーキング協会発行
「JWA／新型コロナウイルス感染症予防対策」